

特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱

制定	平成18年4月1日	み自第2144号
改正	平成19年7月23日	み自第921号
改正	平成20年4月1日	み自第2834号
改正	平成21年4月1日	み自第2479号
改正	平成27年5月29日	み自第2386号
改正	平成28年4月1日	み自第2978号
改正	平成29年4月1日	み自第3349号
改正	令和3年4月1日	み自第3050号

(趣旨)

第1条 知事は、鳥獣の適正な保護及び管理を行い、鳥獣による被害対策等の効果的な実施を図るため、市町村及び恩賜県有財産保護組合（以下「補助対象事業者」という。）が第2条による管理捕獲を実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象及び補助額)

第2条 この事業の対象となるのは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第7条の2に定める第二種特定鳥獣管理計画に基づく捕獲とし、別記「特定鳥獣適正管理事業の実施について」によるものとする。

また、補助対象経費、事業主体及び補助率は別表1のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 事業箇所位置図

2万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

(4) その他、知事が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第4条 規則第6条に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けた後、補助事業の内容の変更（別表1に定める軽微な変更を除く。）又は中止、廃止をしようとする場合においては、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後

においても補助金の交付の目的に従って善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 知事は、第1項各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することがある。

(財産の処分の制限)

第5条 補助対象事業者は、取得財産等については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別表2に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する部分を原則として返還させるものとする。

(実績報告)

第6条 補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、規則第12条の規定に基づき、実績報告書（様式第6号）に次の各号の書類を添えて、事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業明細書（様式第2号）

(2) 収支精算書（様式第7号）

(3) 事業箇所位置図

(4) 捕獲した特定鳥獣の写真及び捕獲個体調査票（1頭ごと）

(5) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合には、概算払いにより交付することができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする補助対象事業者は、補助金概算払請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(帳簿等の保存)

第8条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類については整備のうえ、補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日ま

で保存しなければならない。

(書類の提出)

第9条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、各2部とし、山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第4条関係） 特定鳥獣適正管理事業の補助対象経費等

対象種	補助対象経費	事業主体	補助率	軽微な変更
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	管理捕獲に要する以下の経費 捕獲報償費 ニホンジカ 上限額 1頭当たり 15,000円 イノシシ成獣 上限額 1頭当たり 15,000円 イノシシ幼獣※上限額 1頭当たり 1,000円 ニホンザル 上限額 1頭当たり 30,000円	市町村 恩賜県有 財産保護 組合	当該経費 の 10分の 5以内	1 補助事業 の目的の達成 に支障をきた すことなく、 かつ、事業計 画の細部の変 更であって、 交付決定を受 けた補助金の 額の20%以 内を減額する 場合 2 捕獲頭数 の減少に伴い 交付決定を受 けた補助金の 額を減額する 場合

※イノシシの幼獣とは、体表にしま模様がかろうじて見えるまでの個体（うり坊）をいう。
イノシシの成獣とは、幼獣以外の個体をいう。

別表2（第5条関係）財産処分制限期間

種 類	構造	財産処分制限期間（年）
ニホンザル捕獲用の檻	主として金属製のもの	15

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
補助対象事業者名
代表者名 印

特定鳥獣適正管理事業費補助金交付申請書

年度において、特定鳥獣適正管理事業を実施したいので、特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- | | | | |
|---|-----------|--------|-------|
| 1 | 事業種目 | | |
| 2 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 事業計画書 | 別紙のとおり | |
| 4 | 収支予算書 | 別紙のとおり | |
| 5 | 事業箇所位置図 | 別添のとおり | |
| 6 | 事業完了予定年月日 | | 年 月 日 |
| 7 | その他関係資料 | | |

様式第 2 号 (第 3 条、第 6 条関係)

特 定 鳥 獣 適 正 管 理
事 業 計 画 (明 細) 書

区 分		事 業 内 容	捕 獲 頭 数	事 業 費
対 象 種	補 助 対 象 経 費	出 動 地 区 出 動 日		
計				

事 業 完 了

年 月 日

様式第3号（第3条関係）

収 支 予 算 書

1 収入

（単位：円）

区分	予算額	備考
県補助金		
自己資金		
計		

2 支出

（単位：円）

区 分		予算額	備 考
対象種	補助対象経費		
計			

様式第4号（第4条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
補助対象事業者名
代表者名 印

特定鳥獣適正管理事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった特定鳥獣適正管理事業費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

- 1 変更（中止、廃止）理由
- 2 変更事項

（様式第2号、3号により変更後の事項を記載するとともに、上段に変更前の事項をカッコ書きにすること）

様式第5号（第5条関係）

番 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

所在地
(補助対象事業者名)
代表者名

印

特定鳥獣適正管理事業費補助金財産処分承認申請書

年度特定鳥獣適正管理事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第6号（第6条関係）

番 号
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
補助対象事業者名
代表者名 印

特定鳥獣適正管理事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった特定鳥獣適正管理事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

- 1 事業種目
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金概算払済額 金 円
- 4 事業明細書 別紙のとおり
- 5 収支精算書 別紙のとおり
- 6 事業箇所位置図 別添のとおり
- 7 捕獲した特定鳥獣の写真（1頭ごと）
及び個体調査票 別添のとおり
- 8 実施計画書、実施要領、契約書、完成検査調書の写し
別添のとおり
- 9 事業完了年月日 年 月 日
- 10 その他関係資料

様式第7号（第6条関係）

収 支 精 算 書

1 収入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差引増減	備 考
県補助金				
自己資金				
計				

2 支出

(単位：円)

区 分		予算額	決算額	差引増減	備 考
対象種	補助対象経費				
計					

様式第8号（第7条関係）

番
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

所在地
補助対象事業者名
代表者名 印

特定鳥獣適正管理事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった特定鳥獣適正管理事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口座名

預金種別（当座・普通）

No.

(別 記)

特定鳥獣適正管理事業の実施について

1 対象鳥獣

- (1) ニホンジカ (平成29年3月第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画策定)
- (2) イノシシ (平成29年3月第二種特定鳥獣 (イノシシ) 管理計画策定)
- (3) ニホンザル (平成29年3月第二種特定鳥獣 (ニホンザル) 管理計画策定)

2 実施主体 市町村、恩賜県有財産保護組合

3 捕獲の許可等

本事業による捕獲は、鳥獣保護管理法第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等の許可に係るものであって、鳥獣の管理の目的で実施するものであり、都道府県知事が許可する。

許可に当たっては、山梨県環境・エネルギー一部自然共生推進課において、第二種特定鳥獣管理計画及び実施計画等に則り、捕獲目標頭数を調整する。

捕獲許可申請

市町村	→	山梨県環境・エネルギー一部自然共生推進課
恩賜県有財産保護組合	←	(林務環境事務所には許可状況の情報提供)
	許可	

4 捕獲の実施

- (1) 実施期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日とする。
- (2) 実施時期 4月～翌年3月までとする。
- (3) 実施箇所 管理捕獲を実施する必要がある市町村、恩賜県有財産保護組合とする。

5 申請の時期等 (日程は別途通知する)

- (1) 自然共生推進課は、各市町村や恩賜県有財産保護組合に実施希望及び事業規模を調査し、事業実施市町村や恩賜県有財産保護組合及び各市町村や恩賜県有財産保護組合の事業費の調整を行い、内示する。
- (2) 内示を受けた市町村及び恩賜県有財産保護組合は、補正予算等所要の措置を講じた上で、自然共生推進課に補助金交付申請を行う。また、鳥獣保護管理法の捕獲許可申請も同時に行う。
- (3) 自然共生推進課は、交付決定、捕獲許可を行う。